

第20節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 行方不明者の捜索及び死体の収容処理については、町長が行うものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗淨等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤北海道支部が行うものとする。
- (3) 救助法が適用されていない場合でも町長は、警察官あるいは民間協力団体等の協力を得て実施するものとする。

2 行方不明者の捜索

- (1) 捜索の対象
災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。
- (2) 捜索の実施
本部長が消防機関、警察官に協力を要請し捜査を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。
但し、町において捜索が困難となり、近隣市町村に応援を必要とする場合は、関係市町村に要請するものとする。なお、応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。
 - ① 行方不明者の数、氏名、年齢、性別、容ぼう、特徴、着衣等
 - ② 応援を要請する人数及び必要とする器具等

3 変死体の届出

変死体を発見した場合は、直ちに警察署に届出し、検視後に処置するものとする。

4 死体の処理

- (1) 対象者
災害の際死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者については、町長が行うものとする。なお、死体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡すものとする。
- (2) 死体の処理
 - ① 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理
死体の識別のため、死体の洗淨、縫合、消毒をし、又遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。
 - ② 死体の一時保存
死体の識別、身元調査等に時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に処理できない場合は、死体を特定の場所に安置するものとする。

5 死体の埋葬

- (1) 対象者
災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない死体。
- (2) 埋葬の方法
 - ① 死体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
 - ② 事故死等の死体については、警察機関から引継を受けた後埋葬する。
 - ③ 身元不明の死体については、警察その他関係機関と連携してその調査に当たるものとする。
 - ④ 埋葬の実施が町においてできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

6 火葬場の状況

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力	備 考
黒松内町葬齋場	字チョボシナイ 43-8	72-3142	1日3体	担当：住民部 (住民課(TEL 72-3312))

7 埋葬場所の状況

墓 地 名	所 在 地	備 考
黒 松 内 墓 地	字黒松内 551-1	担当：住民部 (住民課(TEL 72-3312))
白 井 川 墓 地	字熱郛原野 178-2	
豊 幌 墓 地	字豊幌 148	
大 成 墓 地	字大成 44-8	
中 ノ 川 墓 地	字五十嵐 16-1	
作 開 墓 地	字岱下 1-1	
チョボシナイ墓地	字チョボシナイ 31-3、108-2	

第2 1 節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長が行うこととする。但し、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法令に定める当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとしに行うものとするが、その概要は次のとおりとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害物を排除する場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地等を利用し集積するものとする。

第22節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

1 実施責任者

町長が行うこととする。

2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省等に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ① 家畜の種類及び頭羽数
- ② 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ③ 購入予算額
- ④ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ① 家畜の種類及び頭数
- ② 転飼希望期間
- ③ 管理方法（預託、附添等）
- ④ 転飼予算額
- ⑤ 農家戸数等の参考となる事項

第23節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における災害応急対策に必要なときは、次により一般労務者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 実施責任者

災害応急対策実施に必要な労務要員の確保は、町長が行うこととする。

2 動員等の順序

災害応急対策の労務要員を確保する場合の順序は、次にとおりとする。

- (1) 災害応急対策、協力団体員の動員
- (2) 近隣者に対する協力要請
- (3) 労務者の雇上

3 動員の要請

災害対策本部の各部において応急対策のため労務要員を必要とする場合は、作業支援部長（企画環境課長）に対し、次の事項を明示して要請を行うこととする。

- (1) 労務要員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事する場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

4 労務者の雇上げ方法等

労務要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げることとする。

- (1) 労務者の雇上げの範囲
 - ① 被災者の避難誘導のための労務者
 - ② 医療、助産のための移送労務者
 - ③ 被災者救出機械、器具、資材の操作のための労務者
 - ④ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
 - ⑤ 救援物資支給のための労務者
 - ⑥ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者
 - ⑦ 土木及び清掃作業のための労務者
 - ⑧ その他
- (2) 労務者の雇上げの方法
 - ① 町内建設業社に対し、労働者の提供を要請する。
 - ② 広報紙等による求人広告を行う。
 - ③ 岩内公共職業安定所に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにし、求人申込みを行うものとする。
 - ア 職業別、所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設等の状況
 - オ その他必要な事項

5 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する賃金及び費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金及び費用は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般賃金、費用水準によるものとする。

6 協力の要請

本部長は、災害の状況、規模等により必要があると認める場合は、道、自衛隊及び隣接市町村に対し協力を要請するものとする。

第24節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプターを活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用することとする。

2 ヘリコプター等の活動内容

(1) 災害応急対策活動

- ① 被災状況調査などの情報収集活動
- ② 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救護活動

- ① 傷病者、医師等の搬送
- ② 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

- ① 空中散布
- ② 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活動が有効と認める場合

3 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するものとする。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第25節 自衛隊派遣要請計画

天災、地変その他の災害に際し、人命及び財産の保護のため必要があると認められる場合、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する事項については、本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請に当たっては、人命及び財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

(1) 派遣要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（後志総合振興局長）に要請を要求するものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が集結・宿営できる場所
中ノ川生涯学習館、黒松内中学校グラウンド、町営野球場、白井川小学校グラウンド等
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当及び報告先

災害派遣要請要求は、統制本部が担当し、関係書類の提出先は、後志総合振興局長とする。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入準備の確立

知事及び後志総合振興局長から災害派遣の通知を受けた際は、次により措置するものとする。

- ① 連絡員の指名
派遣部隊及び道（後志総合振興局）との連絡員（統制本部）を指名し、連絡に当たらせる。
- ② 宿营地等の準備
派遣部隊の宿営場所及び車両、器材等の保管場所の準備その他受入場所のために必要な措置をとるものとする。
- ③ 作業計画の準備
応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画案を事前に準備し、派遣部隊が到着次第速やかに作業できる環境を整備しておくものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

- ① 派遣部隊との作業計画等の協議
派遣部隊が到着した際は、派遣部隊を現地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。
- ② 知事（後志総合振興局長）への報告
統制本部は、派遣部隊到着及び必要に応じ、次の事項を知事（後志総合振興局長）に報告するものとする。
 - ア 派遣部隊長の職名・階級・氏名
 - イ 人員及び車両数（状況により重機等主要装備品）
 - ウ 到着日時
 - エ 従事している作業の内容及び進捗状況
 - オ その他参考となる事項

4 経費

(1) 次の費用は、町において負担するものとする。

- ① 資材費及び機器借上料
- ② 電話料及びその他施設料
- ③ 電気料
- ④ 水道料
- ⑤ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関と協議の上、定めるものとする。

5 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊長と密接な連絡調整を行うものとする。

6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書をもって知事（後志総合振興局長）に撤収要請を要求するものとする。但し、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

第26節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

特に町は、応援・受援体制の構築のため対応マニュアル等を策定するよう努めるものとする。

1 町

(1) 大規模災害が発生し、当該町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請するものとする。

(2) 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の受援体制を確立しておくものとする。

特に、情報共有や各種調整が実施できるよう庁舎全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに訓練等を通じこれらを確認することに留意する。

2 消防機関

(1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請することとする。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼することとする。

(2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制の確立しておくものとする。

(3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制に努めるものとする。

3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に広域緊急援助隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行うものとする。

第27節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携は、本計画の定めるところによる他、「黒松内町ボランティア運用計画（令和4年3月）」による。

1 ボランティア団体等の協力

町、社会福祉協議会及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について、労務の協力を受けるものとする。

また、早期のボランティアセンター開設等災害時の活動が円滑に実施できるよう、平時からの連携に留意する。

2 ボランティアの受入

町、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

3 ボランティア団体等の活動

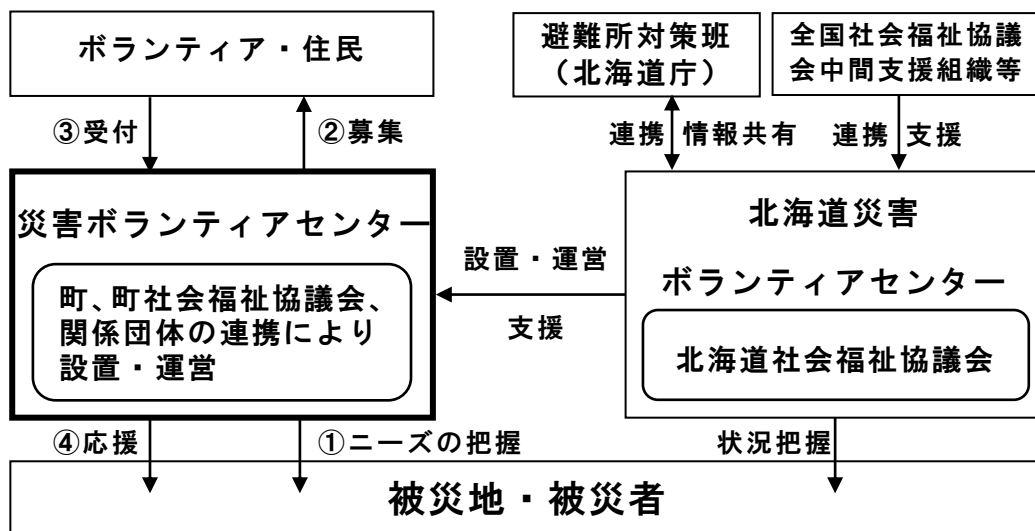
ボランティア団体用に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体等と連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の整備を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるものとする

ボランティア応援・受援フロー



第 2 8 節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

但し、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施するものとする。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				摘 要
被害区分 市町村の人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合 〔全道2,500世帯以上〕	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は、住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損壊割合で表し、20%以上50%未満のもの。 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に住居することができない状態になったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合は、個々の生活実態に則して判断する。</p>
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

3 救助法の適用手続き

(1) 町

- ① 町長は、当該町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を後志総合振興局長（以下「振興局長」という。）に報告しなければならない。
- ② 災害の実態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 北海道

振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨当該町に通知するとともに、知事に報告する。知事は、振興局長からの災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助に実施については、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (但し、委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班(道・日赤道支部) ※但し、委任したときは町
助産	分娩の日から7日以内	医療班(道・日赤道支部) ※但し、委任したときは町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1ヶ月以内	町
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町・日赤道支部
死体の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収容、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について、相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害については、救助法が適用された場合における救助事務の取扱については、救助法の適用直等によりその責任を明らかにしなければならない。

第 2 9 節 原子力災害対策計画

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないことや被ばくの程度についても自ら判断することができないことなどの特殊性を有しており、原子力災害に対処するためには、放射線等に関する知識が必要となることから、本計画では、原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災関係従事者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制を確立するとともに、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、所要の措置を定めることとする。

1 基本方針

道から警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び原災法 15 条に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 特定事象発生情報等の連絡

① 警戒事象発生情報の連絡

町長は、道から警戒事象の通報があった場合は、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。

② 特定事象発生情報の連絡

町長は、道から特定事象の通報があった場合は、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて体制を強化するものとする。

(2) 応急対策活動情報の連絡

① 特定事象発生後の応急対策活動情報等の連絡

町は、道と連携し、各々が行う応急対策活動状況等について、相互の連絡を密にし、連携体制を強化するものとする。

② 原子力緊急事態における連絡等

町は、道と連携し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う応急対策について必要な調整を行うものとする。

(3) 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備する衛星通信回線や防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

(4) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、道が実施する緊急時環境放射線モニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

3 屋内退避、避難収容等の防護活動

(1) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

① 町は、住民等に対し、P A Z (注 1) 内の予防的防護措置 (避難) の実施に併せ、国や道の指示に基づき、必要に応じて、予防的防護措置 (屋内退避) を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

② 町は、事態の規模、時間的推移に応じて、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいた O I L (注 2) の値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、道と連携し国に要請するものとする。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(2) 広域避難者への支援

町は、避難所等を活用して、原子力災害対策重点区域を含む町村の住民等が原子力災害対策指針で定める緊急事態区分におけるEAL(注3)や放射性物質が環境中に放出された後のOILに基づき避難等を行う際の支援を行うものとする。

また、避難行動要支援者等に対しては、避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分に配慮するものとする。

4 住民等への情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 住民等への情報伝達活動

① 町は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を避けるため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

② 町は、住民等への情報提供にあたっては、道と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、道及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うよう努めるものとする。

注1) : PAZ (Precautionary Action Zone) 予防的防護措置を準備する区域

急速に進展する事故を想定し、特定の事故事象が発生したら直ちに避難等を実施する区域

注2) : OIL (Operational Intervention Level) 運用上の介入レベル

適切な防護措置を導入することを判断する基準

注3) : EAL (Emergency Action Level) 緊急時活動レベル

事故事象が発生した際にその内容に応じて定められた緊急事態区分

第30節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、次に定めるところによる。

1 実施責任

町長は、町が管理する緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

2 実施要領

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 石油類燃料については、町内石油等販売業者より調達するものとする。
- (3) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会との応援・復旧活動の支援に関する協定に基づき、迅速に調達できるよう連絡調整を行う。
- (4) 町による調達が困難な場合は、給油等を必要とする重要施設をとりまとめて、総合振興局へ燃料供給を要請する。